

# Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2025年1月21日号



< Index >			
個人所得課税	1	物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応	P. 2
	2	スタートアップへの投資促進等	P. 3
	3	「資産運用立国」の実現に向けた環境整備	P. 4
	4	退職所得の計算の見直し及び源泉徴収票の提出義務拡大	P. 5
資産課税	1	非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件の見直し	P. 5
	2	個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件の見直し	P. 5
	3	相続税の物納制度における物納許可限度額等の計算方法の見直し	P. 6
	4	結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の期限延長	P. 6
	5	相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の期限延長	P. 6
	6	中小企業等経営強化法による固定資産税の軽減措置の見直し	P. 6
納税環境整備	1	電子帳簿等保存制度の見直し	P. 7
その他今後の検討課題	1	第1の柱の「市場国への新たな課税権の配分等」(利益 A) 及び「移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化」(利益 B)	P. 8
	2	国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化	P. 8

## はじめに

令和 6 年 12 月 20 日、与党より令和 7 年度税制改正大綱（以下「大綱」）が公表され、12 月 27 日に閣議決定された。

本ニュースレター「令和 7 年度税制改正の詳解」では、大綱の項目のうち、法人に関する分野（個人所得課税・資産課税・納税環境整備・その他）を中心に、図解等を用いて詳しく解説する。

なお、以下の内容は大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、令和 7 年 3 月までに成立が見込まれる関連法令等を確認する必要がある点に、留意されたい。

## 個人所得課税

### 1. 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

いわゆる 103 万円の壁への対応として、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除等の見直しが行われるとともに、就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除が創設される。

#### (1) 基礎控除等及び給与所得控除の最低保障額の引上げ

デフレ状態から脱却し物価が上昇傾向にあり、基礎控除が定額であることなどにより実質的な税負担が増加するという課題に対処するため、基礎控除等が以下のとおり引き上げられる。

##### ■ 基礎控除

合計所得金額が 2,350 万円以下の場合に基礎控除額が 48 万円から 58 万円に引き上げられる。

合計所得金額	控除額	
	現行	改正案
2,350 万円以下	48 万円	58 万円
2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	16 万円
2,500 万円超	0 円	0 円

(注) 1 令和 7 年分以後の所得税に適用される。なお、給与及び公的年金等の源泉徴収については令和 8 年 1 月 1 日以後支払分に適用される。

2 この改正により生ずる公的年金等につき源泉徴収された額の超過額について、その公的年金等の支払者から還付等を行うための措置が講じられる。

##### ■ 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件など

基礎控除の引上げに併せて、扶養親族の合計所得金額の要件等が以下のとおり引き上げられる。

	現行	改正案
扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件	48 万円以下	58 万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件	48 万円以下	58 万円以下
勤労学生の合計所得金額の要件	75 万円以下	85 万円以下

(注) 令和 7 年分以後の所得税に適用される。

■ 給与所得控除の最低保障額

給与所得控除の最低保障額が以下のとおり引き上げられる。

	現行	改正案
給与所得控除の最低保障額	55 万円	65 万円

(注) 令和 7 年分以後の所得税に適用される。なお、源泉徴収については令和 8 年 1 月 1 日以後支払分に適用される。

(2) 特定親族特別控除（仮称）の創設

大学生のアルバイトの就業調整は税制が一因であるとの指摘があり、これに対応するため新たな所得控除が創設される。

- 対象者：生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族等（配偶者等を除く合計所得金額 123 万円以下の者）で控除対象扶養親族に該当しない者を有する者
- その親族等の合計所得金額により、以下の金額が控除される。

親族等の合計所得金額	控除額
58 万円超 85 万円以下	63 万円
85 万円超 90 万円以下	61 万円
90 万円超 95 万円以下	51 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

- (注) 1 令和 7 年分以後の所得税に適用され、給与所得者については令和 7 年分の年末調整において適用される。  
 なお、給与及び公的年金等の源泉徴収については令和 8 年 1 月 1 日以後支払分に適用される。
- 2 控除額が一定額以上の場合は、給与及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとされる。

2. スタートアップへの投資促進等

エンジェル税制の見直し等によりスタートアップへの投資促進が図られるほか、スタートアップへの人材確保を支援するストックオプション税制の要件を満たさずに同様の税優遇の効果を生むスキームへの適正化措置が講じられる。

(1) エンジェル税制の見直し（令和 8 年 1 月 1 日以後取得したものに適用）

1) 繰戻し還付制度の創設

- エンジェル税制の対象となる「特定中小会社」の株式を払込みにより取得した場合には、その取得に要した額をその年分の一般株式等の譲渡所得等及び上場株式等の譲渡所得等の額との合計額から控除することができる（適用額）が、取得に要した額で控除しきれない金額（特定株式控除未済額）がある場合に、その年の前年（譲渡益発生年）分の所得税額のうちその特定株式控除未済額に対応する部分の金額の還付（繰戻し還付）を請求することができることとされ、エンジェル税制対象の再投資期間が延長される。
- この措置は、その年の前年分の確定申告書に対象の特定株式をその年中に払いこみにより取得する見込みである旨を記載した書類を添付して提出期限までに提出しているなどの要件を満たす場合に適用することとされる。
- この場合に、その特定中小会社の株式の取得価額は、適用額と適用特定株式控除未済額との合計額をその取得に要した額から控除した額とされ、譲渡所得の課税が繰り延べられる。

2) 対象株式が特例控除対象特定株式である場合の取扱い

- エンジェル税制の対象となる「特例適用控除対象特定株式」（特定中小会社のうち設立の日以後5年未満の株式会社であるなど所定の要件を満たす株式）を払込みにより取得した場合においても、その取得に要した額が特例適用控除対象特定株式に係る適用額を超える場合には、その年の前年（譲渡益発生年）分の所得税額のうちその特定株式控除未済額に対応する部分の金額の還付（繰戻し還付）を請求することができることとされる。
- この場合に、取得した特例適用控除対象特定株式の取得価額は、適用額と適用控除未済額との合計額（20億円を超える部分の金額）をその取得に要した額から控除した金額とされ、20億円を限度として譲渡益が非課税とされる。
- ただし、この特例の適用を受けた居住者等が、その取得した特例控除対象特定株式を取得した年の翌年中に譲渡（上場の日以後の譲渡など所定のものを除く）した場合には、20億円までの譲渡益非課税の措置を適用しないこととされる（取得価額は、適用額と適用控除未済額との合計額を控除した額となる）。

3) 特定新規中小企業者が設立の際に発行した株式の取得に関するエンジェル税制の適用

- 特定新規中小企業者が設立の際に発行した株式の取得に関するエンジェル税制についても、以上と同様の措置（繰戻し還付制度の創設、特例を適用し取得した株式を取得した年の翌年中に譲渡した場合の20億円を限度する譲渡益非課税の不適用）が講じられる。

(2) ストックオプション税制と同様の税効果を生むスキームへの対応

- 信託の設定時に受益者等（受益者としての権利を現に有する者）が存しない場合には、受益者の存しない信託として法人課税信託となるが、その信託に受益者が存することとなり、法人課税信託に該当しないこととなった場合の取扱いが以下のとおり改正される。
  - この改正の対象となる「特定法人課税信託」とは、信託財産に属する特定株式に係る発行人等が委託者となる受益者の存しない信託で特定株式の発行人の役員等の勤続年数等を勘案してその役員等が受益者等として指定されるものをいう。
  - 発行人等とは、株式の発行人、その発行人の役員等又はその役員等と特殊の関係のある個人及び法人をいう。
  - 特定株式とは、一定の譲渡制限付株式以外の株式をいう。

法人課税信託に該当しないこととなった時の取扱い	
現行	受益者となった居住者は、信託財産を受託者から簿価で引継ぎを受けたものとみなされ、その引継ぎにより受けた収益の額は、その年の総収入金額に算入しない。
改正案	信託財産である特定株式について、受益者となった居住者は法人課税信託に該当しないこととなったときにおける価額により取得したものとみなして、その受益者の所得金額の計算を行う。

- この改正により、居住者が特定株式の受益者となったときに、その時の価額により給与等の課税が行われるものと考えられる。
- この改正に併せて、法人課税信託の法人税の計算方法の改正等が行われるものと考えられる。

3. 「資産運用立国」の実現に向けた環境整備

貯蓄から投資への流れが加速しているが、この流れを一層着実なものにし「資産運用立国」の取り組みを後押しするため、確定拠出年金の拠出限度額の引上げ、NISAの利便性向上などの措置が行われる。

- 確定拠出年金制度の見直し（確定拠出年金法等の改正を前提に、見直し後も現行の税制上の措置を適用）
  - マッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする制約が廃止される。
  - 企業型確定拠出年金の拠出限度額が以下のとおりとされる。

	現行の拠出限度額	見直し額
確定給付企業年金制度未加入者	月額 5.5万円	月額 6.2万円
確定給付企業年金制度加入者	月額 5.5万円から以下を控除 確定給付企業年金の掛金相当額	月額 6.2万円から以下を控除 確定給付企業年金の掛金相当額

- 個人型確定拠出年金の拠出限度額についても、月額上限額が 7.5 万円～6.2 万円（企業年金加入者は、その掛金相当額控除後）に引き上げられる。

■ NISA の利便性向上等

- 金融機関変更時の即日買付けが可能とされる。
- 特定累積投資勘定（つみたて投資枠）に受入れ可能な上場株式投資信託の受益権（Exchange Traded Fund：ETF）の取得対価の額が以下のとおり引き上げられる など。

	現行	改正案
1 口当たりの取得対価の額	1,000 円以下	1 万円以下

4. 退職所得の計算の見直し及び源泉徴収票の提出義務拡大

- 退職手当等（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される老齢一時金を除く）の支払を受ける年の前年以前 9 年内（現行では 4 年内）に老齢一時金の支払を受けている場合には、その老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とされる。
  - 令和 8 年 1 月 1 日以後に老齢一時金の支払を受けている場合で、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用される。
  - この改正に併せて、老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間が 10 年（現行では 7 年）とされる。
- 退職手当等の支払をする者は、その支払を受ける全ての居住者について源泉徴収票を税務署長に提出することとされる（現行は退職手当等の支払をする法人の役員である居住者についてのみ提出義務がある）。
  - 令和 8 年 1 月 1 日以後に提出すべき源泉徴収票に適用される。

## 資産課税

1. 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件の見直し

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、次のとおり見直しが行われる。

上記の改正は、令和 7 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用される。

	現行	改正案
役員就任要件	贈与の日まで引き続き 3 年以上役員等であること	贈与の直前において役員等であること

改正案により、令和 8 年 3 月 31 日までに特例承継計画を都道府県知事に提出し、上記の役員就任要件及びその他一定の要件を満たし、令和 9 年 12 月 31 日までに非上場株式等を贈与することで、当該特例制度の適用が可能となる。

2. 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件の見直し

個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、次のとおり見直しが行われる。

上記の改正は、令和 7 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用される。

	現行	改正案
事業従事要件	贈与の日まで引き続き 3 年以上従事	贈与の直前において従事

改正案により、令和 8 年 3 月 31 日までに個人事業承継計画を都道府県知事に提出し、上記の事業従事要件及びその他一定の要件を満たし、令和 10 年 12 月 31 日までに対象事業用資産を贈与することで、当該制度の適用が可能となる。

### 3. 相続税の物納制度における物納許可限度額等の計算方法の見直し

相続税について、金銭納付を困難とする事由があり、一定の相続財産による納付（物納）を行う場合の物納許可限度額等について、その計算の基礎となる延納年数について、次のとおり見直しが行われる。

	現行	改正案
物納許可限度額等の計算の基礎となる延納年数の上限	最長延納年数（最長 20 年）	相続税の納期限等における申請者の平均余命年数

### 4. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の期限延長

父母・祖父母などの直系尊属からの贈与により、結婚・子育てに充てるための資金を信託受益権等として取得した場合に 1,000 万円までは贈与税が非課税となる当該制度について、適用期限が令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年延長される。

### 5. 相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の期限延長

次のいずれかに該当する場合の土地の登記に係る登録免許税が免税となる当該制度について、適用期限が令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年延長される。

- 相続（相続人に対する遺贈を含む）により土地を取得した個人が相続登記をしないで死亡した場合の当該死亡した個人を当該土地の所有権の登記名義人とするための相続による所有権の移転登記をする場合
- 不動産の価額が 100 万円以下の土地について、相続人が所有権の保存登記又は相続による所有権の移転登記をする場合

### 6. 中小企業等経営強化法による固定資産税の軽減措置の見直し

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の軽減措置について、一定の見直しが行われる。また、適用期限が令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年延長される。

#### (1) 制度の概要

	内容
対象者	中小事業者等のうち、市町村（東京都特別区含む）から先端設備等導入計画の認定を受けた者
計画認定要件	計画期間（3-5 年間）における労働生産性が年平均 3% 以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること
対象設備等	認定経営革新等支援機関が確認した投資利益率が年率 5% 以上の投資計画に記載された次の①～④の設備 (ア) 機械装置（160 万円以上） (イ) 測定工具及び検査工具（30 万円以上） (ウ) 器具備品（30 万 * * 円以上） (エ) 償却資産の対象となる建物附属設備（60 万円以上）

#### (2) 賃上げ要件及び軽減措置の見直し

	現行	改正案
賃上げ要件	任意	必須 (賃上げ率 * 1.5% 以上)
軽減措置	賃上げ率 * 1.5% 未満	3 年間、固定資産税の課税標準を 1/2 に軽減
	賃上げ率 * 1.5% 以上 3% 未満	令和 6 年 3 月 31 日までの取得分： 5 年間、固定資産税の課税標準を 1/3 に軽減

賃上げ率* 3%以上	令和7年3月31日までの取得分： 4年間、固定資産税の課税標準を1/3に軽減	5年間、固定資産税の 課税標準を1/4に軽減
---------------	---	---------------------------

\* 賃上げ率とは、従業員（国内雇用者）に対する給与等の総額を、計画申請日を含む事業年度（以下「申請事業年度」）又はその翌事業年度において、申請事業年度の直前の事業年度と比較した率をいう。1%又は3%以上の賃上げを行う方針を策定し、従業員（従業員の代表者のみも可）に表明する必要がある。

### (3) 適用関係

上記の改正は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得した対象設備等について適用される。

## 納税環境整備

### 1. 電子帳簿等保存制度の見直し

電子取引データを受領した場合、書面に出力することなく一定の要件を充足の上で電子データでの保存が求められている。保存された電子取引データについて隠蔽・仮装がある場合は重加算税の割合が10%加重される。一方で人手による入力作業を介することなく、シームレスにデジタルデータを送受信し、保存及び処理を自動化するシステムが誕生している。取引に係るやり取りから会計・税務までのデジタル化に対応する観点から、取引データの保存及び処理を自動化するシステムを導入している法人について電子取引データに関連する重加算税の加重を適用されない措置等が講じられる。

#### (1) 概要

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告等があった場合におけるその記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の割合を10%加重される措置（以下「電磁的記録に係る重加算税の加重措置」）の対象から、特定電磁的記録（\*1）であって、その保存が次に掲げる【要件】を満たしている場合（あらかじめ、その特定電磁的記録について届出書を提出している場合に限り）におけるその特定電磁的記録が除外されるほか、所要の措置（\*2）が講じられる。

#### 【要件】

No.	内容
①	その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム（*3）（訂正又は削除を行うことができないものを含む）を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。
②	その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項（金額に係るものに限る）を訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録した場合には、その訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム（訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録することができないものを含む）を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。
③	その電子取引の取引情報（請求書・納品書等の重要書類に通常記載される事項に限る）に係る電磁的記録の記録事項とその取引情報に関連する国税関係帳簿に係る電磁的記録等の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。
④	上記①及び②の特定電子計算機処理システムを使用してその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の授受及び保存を行ったことを確認することができるようにしておくこと。

（\*1）「特定電磁的記録」とは、次に掲げる電磁的記録をいう。

- ① 保存要件に従って保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録
- ② 災害その他やむを得ない事情により、保存要件に従って電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明した場合又は納税地等の所轄税務署長が保存要件に従ってその電磁的記録の保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認めた一定の場合に、保存要件にかかわらず保存が行われているその電磁的記録

(\*2) 電磁的記録に係る重加算税の加重措置について、適用対象を明確化する運用上の対応が行われる。

(\*3) 「特定電子計算機処理システム」とは、国税庁長官の定める基準 (\*4) に適合する電子計算機処理システムをいう。

(\*4) 「国税庁長官の定める基準」は、次に掲げるいずれかの電磁的記録（特定電磁的記録に限る）を上記表①から④に掲げる要件に従って保存を行うことができる機能を有していることとする。

- ① 仕入明細書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引の取引情報に係る電磁的記録
- ② 金融機関等のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、その金融機関等が行うこれらの口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録

## (2) 適用関係

上記の改正は令和 9 年 1 月 1 日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用される。

## その他今後の検討

### 1. 第 1 の柱の「市場国への新たな課税権の配分等」(利益 A) 及び「移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化」(利益 B)

OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組み第 1 の柱に関しては、大綱に具体的な内容が記載されなかった。一方で、前文には第 1 の柱の「市場国への新たな課税権の配分等」(利益 A) 及び「移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化」(利益 B) に関する言及があり、それぞれに対する現在のスタンスが一定程度明らかになった。

利益 A に関しては、多数国間条約の早期署名に向けて、引き続き国際的な議論に積極的に貢献し、今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。

また、利益 B については、今後、国際的な議論及び各国の動向を踏まえて対応を検討することとし、当面は実施しないと明言された。他国が本簡素化・合理化を実施する場合には、現行法令及び租税条約の下、国際合意に沿って対応することである。また、利益 B については、いずれも 2024 年 12 月に相次いで OECD と米国からの公表があった。

第 1 の柱に関しては、日本国内だけでなく、国際的な状況を引き続き注視する必要がある。

### 2. 国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化

近年、物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場は急速に拡大しているが、国外事業者による消費税の無申告や少額輸入貨物に対する免税により、適正な課税や国内外の事業者間の競争上の公平性の確保に課題が生じている。こうした課題に対応するため、諸外国における制度・執行両面での対応を参考としつつ、事業者間の公平性や通関実務への影響等を考慮の上、国境を越えた電子商取引に係る適正な消費課税のあり方について検討を行うとされた。





## 令和7年度税制改正トピックス

令和7年度税制改正について、最新の情報を集めて掲載しています。

[www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform](http://www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform)

### 過去のニューズレター

過去に発行されたニューズレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

### お問い合わせ

#### デロイト トーマツ税理士法人

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能な継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとし、

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301